

「相続・贈与税顧問」(Ver.H26.3)

平成 26 年相続税追加対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
標記の件につきましてご案内申し上げます。
保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている
ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。
よろしくご査収のほどお願いいたします。
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
あらかじめご了承ください。

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は
「マイページ」よりダウンロードいただけます。

プログラム提供開始日 (予定)

ダウンロード公開日(※) : 2015年7月1日(水)

CD-ROM発送開始日 : 2015年6月26日(金)

7月1日以降に提出する、税務代理権限証書の新様式に対応して
いますので、ダウンロードは7月1日にしています。

バージョンアップ対象

Ver.H26.10 以降

改正内容

タビスランドの改版情報 : <http://www.tabisland.ne.jp/support/PInfo.nsf/OenList3/E000424>

最新の改版情報は、タビスランドの改版情報にてご確認ください。

1. 帳票の変更

平成 26 年 10 月 1 日以降に相続または遺贈により取得する医療法人の持分に係る相続税について適用される特例の
創設に伴い、相続税申告書の次の帳票が変更されました。

また、税務代理権限証書の様式が改定され、平成 27 年 7 月 1 日以降に提出する場合に使用します。

帳票名 (システム対応帳票)
第 8 表 外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
第 8 の 2 表 株式等納税猶予税額の計算書
第 8 の 5 表 納税猶予税額等の調整計算書
第 3 表・第 8 表 2(修正申告用) 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び農地等納 税猶予税額の計算書
第 8 の 2 表(修正申告用) 株式等納税猶予税額の計算書
第 8 の 5 表(修正申告用) 納税猶予税額等の調整計算書
税務代理権限証書

※新設された次の帳票は、当システムでは未対応となります。次回の平成27年版では計算結果のみ入力できるように対応予定です。

- ・第8の4表 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書
- ・第8の4表の付表

医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書

2.システムの対応内容（予定）

システムで対応している帳票について、次の箇所が変更されましたので、印刷フォーム、入力画面などを変更します。

■ 相続税の申告書

相続開始日付が平成 26 年 10 月 1 日以降の場合は、新様式に切り替えて印刷します。

平成 26 年 9 月 30 日以前の場合は旧様式で印刷します。

■ 税務代理権限証書

平成 27 年 7 月 1 日以降提出用の新様式で印刷します。相続税、贈与税について対応します。

※Ver.H26.30 にバージョンアップ後は、旧様式（平成 26 年 7 月 1 日以降提出用）は印刷されません。平成 27 年 7 月 1 日以降の申告（提出）にご使用ください。

【参考】 国税庁のホームページ

■ 相続税の申告書等の様式一覧（平成 26 年分用）

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/h26.htm>

■ 「税理士法第 30 条及び第 33 条の 2 に規定する書面の様式の制定について」の一部改正について

http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/zeirishi/kaisei_4/150406/index.htm

その他

■ Ver.26.2 には、過去版セットアッププログラムも収録されています。プロダクト I D 不要です。

Ver.H21.22、Ver.H22.22、Ver.H23.21、Ver.H24.20、Ver.H25.20 プロダクト I D 不要

■ 財産評価顧問（Ver.H26.1 以降）から連動が可能です。

■ 電子申告プログラム（Ver.e1）は変更ありません。バージョンは Ver.H26.3.e1 になります。

お問い合わせ先



北海道オフィス・マシン株式会社

TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください